

平成 28 年 4 月 1 日制定  
平成 29 年 4 月 1 日改定

## 西成区無料自転車置場運用マニュアル

あいりん地域の簡易宿所・転用アパート等は自転車置場がない物件がほとんどであるため、簡易宿所・転用アパート等の前を中心として、路上に非常に多くの自転車が置かれている状況にあり、これまでの長期放置自転車の撤去だけでは解決につながらず、交通の妨げになるとともに、安全・安心の観点から問題になっている。

(迷惑駐輪されている自転車の台数：平成 26 年度末約 4,500 台)

あいりん地域環境整備事業（巡回・啓発等）では、迷惑駐輪が少ない安全に通行できるまちをめざし、新たに整備された自転車置場への誘導、交通の妨げとなっている地域内の迷惑駐輪および地域住民への啓発等を行うこととする。

本マニュアルは、西成区無料自転車置場に係る運用業務の進め方等を取りまとめたものである。

本マニュアルの対象範囲は、あいりん地域環境整備事業（巡回・啓発等）における迷惑駐輪対策エリアに記した自転車置場とし、移動作業は西成区役所担当職員の監督下で行うこととする。

- 1 無料自転車置場に駐輪された自転車等にエフ - 4（自転車置場ご利用のみなさんへ）  
(以下「エフ 4」という。) を付ける。  
なお、エフ 4 にはエフ 4 を付けた日を記載する。
- 2 エフ 4 を付けた後、7 日間以上経過してもなおエフ 4 がついたままの自転車等に、追加でエフ - 5（利用者への撤去予告）(以下「エフ 5」という。) を付ける。  
なお、エフ 5 にはエフ 5 を付けた日を記載する。
- 3 エフ 5 を付けた後、14 日間以上経過してもなおエフ 5 がついたままの自転車等を一時保管場所へ移動させる。  
移動後に自転車等の写真（ボード使用・全体・防犯登録番号・車体番号）を撮影する。
- 4 前述 3 の移動作業後、自転車置場に必要事項を記入した貼紙 3（撤去のお知らせ）を掲示又は地面に貼付するとともに、速やかに西成区役所に撤去自転車等に係るエフ 5 のエフ付け日、放置場所、防犯登録番号、車体番号、写真及び撤去日などを報告する。